

特定非営利活動法人フードバンク信州

情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人フードバンク信州（以下「法人」という。）が、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）に定めるところにより、情報公開に関し基本的対応事項を定めることを目的とする。

(管理)

第2条 法人の情報公開に関する事務は、事務局長が監督する。

(情報公開の対象とする資料)

第3条 法人の情報公開の対象とする資料は、法第28条第3項に掲げるものとし、主たる事務所に常時備え置き、閲覧に供するものとする。

(閲覧場所及び閲覧日時)

第4条 法人の公開する情報の閲覧場所は、法人の主たる事務所とする。

2 閲覧の日は、法人の休日以外の月曜日及び木曜日とし、閲覧の時間は、午前10時から午後4時までとする。

(閲覧申請の方法及び閲覧の実施等)

第5条 情報の閲覧を希望する者から申請があったときは、次により取り扱うものとする。

(1) 別に定める「閲覧申請書」（様式1）により申し込みをうける。

(2) 閲覧申請書が提出されたときは、「閲覧受付簿」（様式2）に記録する。

2 第3条に掲げる資料以外の資料について閲覧を求められた場合は、情報公開の対象を第3条に掲げる資料に限定している旨を説明する。

3 閲覧については、無料とする。

4 閲覧資料の写しを希望する者には、実費を徴収の上、提供する。ただし、第3条に規定する資料のうち、個人情報に関する記載については開示しない。

(委任)

第6条 この規程に定める外、必要な細目事項は、理事長が別に定める。

(規程の改正)

第7条 この規程を改正するときは、理事会の議決を得なければならない。

附則

この規程は、平成30年11月8日から施行する。